

2025年6月

受益者の皆様へ

PayPayアセットマネジメント株式会社

「PayPay投信 日経225インデックス」及び「日経225インデックスマザーファンド」
の投資信託約款変更に係る書面決議結果のお知らせ

標記ファンド（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、2025年4月30日現在の受益者の方を対象に、投資信託約款変更の議案に係る書面決議を2025年6月10日付で行いました。

その結果、議決権を行使することができる受益者の方の議決権の3分の2以上の賛成を得たため、本議案は可決されました。これにより、当ファンドは予定どおり2025年8月12日を適用日として投資信託約款の変更を行うこととなりましたので、お知らせいたします。具体的な変更内容は、別紙の「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」をご参照ください。

以上

(別紙)

投資信託約款の変更に係る新旧対照表

(変更日：2025年6月13日 変更適用日：2025年8月12日)

変更部分は、_____ (下線) で表示してあります。

1. PayPay投信 日経225インデックス

新	旧
追加型証券投資信託 <u>インデックスオープン・日経225</u> 信託約款	追加型証券投資信託 <u>PayPay投信 日経225インデックス</u> 信託約款
運用の基本方針	運用の基本方針
1. 基本方針 この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。	1. 基本方針 この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスと概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
2. 運用方法 (1) 投資対象 日経225インデックスマザーファンドおよびインデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド (以下、総称して「マザーファンド」という場合があります。) 受益証券を中心に投資します。 (2) 投資態度 ①わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち日経平均株価に採用されている銘柄を実質的な主要投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、株式への投資に代えて、上場投資信託証券や株価指数先物取引を利用する場合があります。 ②～④ (省 略)	2. 運用方法 (1) 投資対象 日経225インデックスマザーファンド (以下、「マザーファンド」という場合があります。) 受益証券を中心に投資します。 (2) 投資態度 ①わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち日経平均株価に採用されている銘柄を実質的な主要投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスと概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、株式への投資に代えて、上場投資信託証券や株価指数先物取引を利用する場合があります。 ②～④ (同 左)
(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託) 第1条 この信託は、証券投資信託であり、 <u>アセットマネジメントOne株式会社</u> を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②～④ (省 略)	(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託) 第1条 この信託は、証券投資信託であり、 <u>PayPayアセットマネジメント株式会社</u> を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②～④ (同 左)

(受益権の申込単位および価額)

第13条 (省 略)

②～④ (省 略)

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された日経225インデックスマザーファンドおよびインデックス マネジメント ファンド 225マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

(省 略)

②～⑤ (省 略)

(信託事務等の諸費用)

第38条 (省 略)

② 前項に定める諸費用のほか、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 (同 左)

②～④ (同 左)

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、PayPayアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された日経225インデックスマザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

(同 左)

②～⑤ (同 左)

(信託事務等の諸費用)

第38条 (同 左)

② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 有価証券届出書、変更届出書、目論見書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
2. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
3. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
4. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
5. 信託財産に係る監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

(削 除) (削 除) ③ 前項の諸費用は、第39条第2項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。 (信託契約の一部解約) 第44条 (省 略) ②～④ (省 略) ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止すること<u>およびすでに受付けた一部解約請求の受付を取り消すことができます。</u> ⑥ (省 略) (公告) 第55条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.am-one.co.jp/ ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載します。	③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。 ④ 前項に基づいて、実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。 ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、<u>信託財産の純資産総額に見積率を乗じて得た額とし、第36条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、第39条第2項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。</u> (信託契約の一部解約) 第44条 (同 左) ②～④ (同 左) ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。 ⑥ (同 左) (公告) 第55条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 <u>公告アドレス</u> https://www.paypay-am.co.jp/notification/ ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>官報</u>に掲載します。
--	--

2. 日経225インデックスマザーファンド

新	旧
運用の基本方針	運用の基本方針
1. 基本方針 この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。	1. 基本方針 この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスと概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法 (2) 投資態度 ①わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち日経平均株価に採用されている銘柄を主要投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、株式への投資に代えて、上場投資信託証券や株価指数先物取引を利用する場合があります。	2. 運用方法 (2) 投資態度 ①わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち日経平均株価に採用されている銘柄を主要投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスと概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、株式への投資に代えて、上場投資信託証券や株価指数先物取引を利用する場合があります。
(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託) 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、<u>アセットマネジメントOne株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②～④ (省 略) (受益者) 第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする<u>アセットマネジメントOne株式会社</u>の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。 (公告) 第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.am-one.co.jp/ ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載します。	(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託) 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、<u>PayPayアセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②～④ (同 左) (受益者) 第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする<u>PayPayアセットマネジメント株式会社</u>の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。 (公告) 第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 <u>公告アドレス</u> https://www.paypay-am.co.jp/notification/ ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>官報</u>に掲載します。